

鳥取県告示第744号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、貸付金の元利償還金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成20年11月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委託の相手

中央債権回収株式会社

2 委託した貸付金の元利償還金

鳥取県農業改良資金貸付金（平成6年度貸付決定番号0021号及び平成8年度貸付決定番号0036号に係るものに限る。）

3 委託年月日

平成20年9月12日